

Ⓑ

7

## 小論文

時間 120分

### 注意事項

1. 試験開始の合図があるまで、この問題冊子を開いてはならない。
2. この問題冊子は11ページである。印刷不鮮明の箇所などがある場合には、監督者に申し出ること。
3. 解答用紙の指定欄に必ず受験番号を記入すること。
4. 解答はすべて別紙の解答用紙に横書きで記入すること。
5. 解答用紙の評点欄には何も記入しないこと。
6. 解答用紙は持ち帰らないこと。

<資料>は、鶴田想人「無知学(アグノトロジー)の現在 <作られた無知>をめぐる知と抵抗」(『現代思想』2023年6月号)の一部である。資料を読んで、下記の設問に答えなさい。

(1) 下線部①「無知が『作られる』」とは、どういうことか、説明しなさい。

(1行20字詰め, 10行以内)

(2) 下線部②「重要なのは無知の自然さを疑うことである」とは、どういうことか、説明しなさい。

(1行20字詰め, 10行以内)

(3) 筆者は、波線部「無知学の達成」は何だと説明しているか、筆者が無知をどのように捉えているかも踏まえ、要約しなさい。その上で、作られた無知の事例を1つ挙げ(ただし、タバコ、オウコチョウ、水俣病の事例は除く)、筆者の考えに即して、その事例を説明しなさい。

(1行20字詰め, 30行以内)

(注意)

解答にあたっては、解答用紙の1マスに1字を使い、句読点、引用符、括弧などはいずれも1字として扱うこと。ただし、算用数字およびアルファベットは1マス2字とする。書き出しおよび行を改めたときには、1マス空けること。

この部分に記載されている文章については、著作権法上の問題から公表することができませんのでご了承願います。

この部分に記載されている文章については、著作権法上の問題から公表することができませんのでご了承願います。

この部分に記載されている文章については、著作権法上の問題から公表することができませんのでご了承願います。

この部分に記載されている文章については、著作権法上の問題から公表することができませんのでご了承願います。

この部分に記載されている文章については、著作権法上の問題から公表することができませんのでご了承願います。

この部分に記載されている文章については、著作権法上の問題から公表することができませんのでご了承願います。



この部分に記載されている文章については、著作権法上の問題から公表することができませんのでご了承願います。

この部分に記載されている文章については、著作権法上の問題から公表することができませんのでご了承願います。

この部分に記載されている文章については、著作権法上の問題から公表することができませんのでご了承願います。

この部分に記載されている文章については、著作権法上の問題から公表することができませんのでご了承願います。

# 令和7年度入学試験 小論文「出題意図」

## (入試情報公開用)

### 行政政策学類 一般選抜 前期日程

本問は、鶴田想人「無知学（アグノトロジー）の現在 <作られた無知>をめぐる知と抵抗」（『現代思想』2023年6月号）の一部を資料として用い、読解力や要約力、論理的思考力や論述力を問うものである。

資料において筆者は、まずタバコとオウコチョウの例を紹介し、私たちに知識をもたらすとされる科学が、決して社会から独立したものではなく、そのさまざまなアクターの思惑によって時に意図的に、時に意図せずして無知をも作り出す、と主張する。そして、プロクターの議論を借りて、無知学は、作られた無知という視点から歴史を眺め、無知という複雑で重層的な現象を、有用性、構築性、意図性という3つの次元で分析することによって理解するものである、と説明している。その後、水俣病の事例等を用いて、その説明を敷衍し、無知の自然さを疑うことの重要性を論じている。

設問(1)は、本文中の「無知が『作られる』とはいかなることだろうか」という部分の内容を説明させるもので、読解力および要約力をみるものである。

設問(2)は、本文中の「重要なのは無知の自然さを疑うことである」という部分の内容を説明させるもので、読解力および要約力をみるものである。

設問(3)は、無知を三次元的に分析する筆者の考えを要約させた上で、作られた無知の事例を1つ挙げさせ、筆者の考え、すなわち、当該事例について、その無知が誰によって／いかに作られ、それが誰の利益／不利益になるのか、という視点に立って、その事例を説明させることにより、読解力と要約力、論理的思考力と論述力を総合的にみるものである。